第3回古平町議会定例会 第3号

平成26年9月30日(火曜日)

〇議事日程

- 1 認定第1号 平成25年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第 9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書
- 4 意見案第10号 外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書
- 5 意見案第11号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書
- 6 意見案第12号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書
- 7 委員会の閉会中の継続調査申出書 (総務文教常任委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続調査申出書 (産業建設常任委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続調査申出書 (行財政構造改革調査特別委員会)

〇出席議員 (9名)

議長	10番	逢	見	輝	続	君	2番	岩	間	修	身	君
	3番	中	村	光	広	君	4番	本	間	鉄	男	君
	5番	堀			清	君	6番	高	野	俊	和	君
	7番	木	村	輔	宏	君	8番	真	貝	政	昭	君
	9番	エ	藤	浴	男	君						

〇欠席議員(1名)

1番 鶴 谷 啓 一 君

〇出席説明員

町		長	本	間	順	司	君
副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総	務 課	長	小	玉	正	司	君

会計管理者 岩 豊 君 白 三 洋 財 政 課 長 浦 史 君 康 子 民 生 課 長 和 泉 君 藤 保健福祉課長 佐 昌 君 紀 長 産 業 課 村 豊 君 上 本 間 建設水道課長 好 晴 君 幼児センター所長 宮 君 田 誠 市 佐々木 育 次 長 容 子 君 教 総 務 係 長 高 野 龍 治 君 完 財 政 係 長 人 見 至 君

〇出席事務局職員

事務局長 藤田克禎君議事係長兼総務係長 中村貴人君

開議 午後 0時57分

〇議会事務局長(藤田克禎君) それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員 9 名が出席されております。 1 番、鶴谷議員につきましては、所用により欠席との連絡が入ってございます。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○議長(逢見輝続君) ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○議長(逢見輝続君) 日程第1、認定第1号 平成25年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が出されて おります。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定と決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

それでは、これより討論に入ります。各会計一括での討論といたします。

まず、本件に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(逢見輝続君) それでは、次に本件に賛成の討論を許します。おりませんか。
- ○8番(真貝政昭君) 賛成の立場から討論をいたします。

一般会計の事業費を見ますと、平成25年度は奥尻沖の地震、津波の災害以後、私が強く求めていた防災無線の整備、これが実施された年でもあります。ようやく安心して眠れるような状況になったと、喜ばしい限りです。

また、危険校舎の改築が急がれておりましたけれども、平成25年度をもってほとんど全ての工事が完了した年でもあります。安心して教育の現場を見ていられるようになった次第で、大変喜んでおります。

また、国保会計におきましても平成25年度で一般会計からの繰り入れが約3,000万円と、国保税を

値上げすることなく決算が行われていて、こういう意味でも善政が行われていると、そういう認識 を持っております。

また、福祉の面では、乳幼児医療費を平成25年度は完全に中学生までを無料化にした、そういう年でもあります。北後志の管内を見ましても極めて進んだ事例となっております。非常に喜んでおります。

国政を見ますと、消費税が3%から始まって今8%。10%が論議されておりますけれども、一般会計を見ましてもこの事業費の関係で本当は町村の消費税負担が交付金によってプラス・マイナス・ゼロとなるはずでありますけれども、平成25年度に至っては約4,000万の消費税負担ということになりまして、消費税の悪い面がもろに平成25年度で出ていると。税金で事業を行う地方自治体が消費税、税金を払わなければならないという自体がますます今後増幅していくような、そういう時代になっていると。それから、半数を超える方々が年金生活者である古平町住民にとっても、この消費税の負担というのが非常に生活に重くのしかかっている。消費を冷え込ませることはもちろんでありますし、経済の活性化にとってもマイナスであります。何としてもこれをなくしたい。中小の商店あるいは企業会計でも消費税は納税義務者であります。ほとんどの中小の業者がこの消費税で苦しんでいる現状を見ましても、将来的にはこの消費税というのはなくしていかなければならない。国税収入で5%の時点で10兆円と声高に宣伝されておりますけれども、そのうちの2兆円が輸出大企業に還付されている。彼らは、これをさらに収入を得ようとして、消費税成立策を叫んでいるわけでありまして、その一方で中小企業が次から次と倒れていっているという状況が続いております。何としてもこの悪税はなくしたいと、そういう思いでいっぱいです。

さらに、社会保障の制度の面でも悪政が続いております。民間のシンクタンクの調査でもこの5年間で税負担あるいはそういう福祉関係の保険料負担等々、年収300万円で1カ月分に相当する額が吹き飛んでしまうような負担増が今行われていると。こういう時点におきまして、25年度の決算を見ますと古平町財政は黒字決算をしております。財政運営上、必要だというふうに言われますけれども、少し他町村から見れば、余力を残した財政運営をやっております。冷え込んだ地域の経済を活性化させるためにも、町民の生活を支援するという立場で平成27年以降の予算編成に向かって、ぜひともそこら辺を考えていただきたいと。特に子育て世帯に対する支援策というのは、これからますます過疎化が進む中で重要になってくると思われますので、そういうことを期待しながら賛成討論にかえたいと思います。

○議長(逢見輝続君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これから認定第1号 平成25年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(逢見輝続君) 起立多数。

よって、認定第1号 平成25年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩願います。

休憩 午後 1時06分 再開 午後 1時06分

○議長(逢見輝続君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長(逢見輝続君) 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、本間議員、工藤議員、堀議員、中村議員、真具議員の6名です。 順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○6番(高野俊和君) 998道道神恵内線及び町道の整備についてお尋ねをいたします。

道道神恵内線の3条通り、4条通り、4条小路の町道と道道の境目が大変低くなっており、少し強い雨が降りますとなかなか水が引かず、水たまり状態になります。特に4条通りは範囲が広く、数日水が残ります。道道にかかりますので、すぐには手直しは難しいと思いますけれども、申し入れする機会があればお話し願いたいと思いますけれども、可能でしょうか。

○町長(本間順司君) 高野議員の一般質問にお答えいたします。

確かにご指摘のとおり、3条通り線、これはあけぼの公園の角だと思いますけれども、それと4条通り線、成田小鳥店の角だと思います。それから、4条小路線、古平町郵便局長の白川局長宅の角だと思いますけれども、その道路との接点部分のほかに消防古平支署の角にも雨水が滞留している状態を確認してございます。それぞれの箇所の雨水の滞留程度には違いがございますけれども、道道管理者、いわゆる小樽建設管理事務所、もとの余市土現でございますけれども、それらと協議しながら、改善に向けてこれから対応してまいりたいというふうに思っております。

○6番(高野俊和君) 今おっしゃられたところ、そのとおりであります。特に4条通りの成田小鳥屋さんと福士さんの通りが道道に出るところが大変広くたまって、少し雨が降りますと10日以上水がたまりまして、大変歩きづらいという、町民から随分話を聞きます。道道につながりますので、なかなか大ごとにやるのは難しいと思いますけれども、どのスパンでやるのかわかりませんけれども、アスファルト工事なんか時々やることがあると思いますので、そのときにでもアスファルトを盛ったりすることで多少水が下水道のほうに流れて、幾らかでも改善になるのではないかと思いますけれども、そのことについては可能でしょうか。

○町長(本間順司君) やり方としてはさまざまございまして、その地点、地点によりまして程度 が違いますので、土現さんのほうにもその旨を見てもらいまして、向こうで判断してもらうと、町 のほうでも協力することがあれば協力したいなというふうに思っております。

- ○議長(逢見輝続君) 次に、それでは本間議員、どうぞ。
- ○4番(本間鉄男君) 2つほど質問を提出しております。

1つは、ことし5月に日本創成会議の将来推計人口の20歳から39歳の出産可能人口推計に対する町の取り組みについてです。古平町の2040年における数値が69.6%減少という推計が発表されました。国の少子化対策交付金で補正30億を確保して、従来は出産後の子育で支援に軸足を置いてきましたが、このたび国でも結婚及び婚活に関する支援を後押しすることも含まれることになりましたが、古平町の現在の20歳から40歳未満の町民の女性の人数の中でどの程度の未婚、シングルマザーがいるのか、また独身男性の人数も数字として把握できているのかをお伺いしたいと思います。

○町長(本間順司君) 本間議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

確かにことしの5月8日に日本創成会議人口減少問題検討分科会のストップ少子化地方元気戦略で、現在のような状況が続けば2040年に若年女性が5割以上減少する地域は消滅の可能性があるとして、消滅可能性市区町村と銘打って896の自治体が公表されたところでありまして、本町もそのような観点から上位に位置しているということはご承知おきかと思います。

議員おっしゃる、いわゆる未婚の女性といいますか、シングルマザーあるいはそういう男性も含めてどのくらいいるかということでございまして、確固たる数字はつかんでいないというより、状況としてはなかなかプライバシー等もございまして、難しい問題でございます。ただ、現在住民基本台帳上は20歳から40歳未満の女性225人おりまして、それこそある程度、平成22年の国勢調査、それではいわゆる未婚率が出ております。その未婚率で申し上げますと51.32%というふうになってございますので、それを掛ければ225人のうち115人が未婚であろうというふうに思っております。あとそのほかにシングルマザーはということでございますけれども、北海道医療給付事業のひとり親受給者につきましては、8月31日現在で15名でありますので、ひとり親には生活保護者あるいは18歳以上の子供がいる場合は含まれないために、シングルマザーは18ないし20名くらいではないかなというふうに思っておりまして、その方が加算されて130人余りにはなるだろうというふうに思っております。

それからまた、独身男性でございますけれども、これも先ほどと同じような計算をすると、20歳から40歳未満が281人ございまして、22年国調では未婚率が63.82%というふうになってございまして、それを掛けますと179人というのが未婚だということになってございます。それから、独身男性云々くんぬんということの判断すれば、大体40歳から59歳くらいまではある程度子供もつくれる年齢ではないかなというふうに思っておりまして、その男性の数が40歳から59歳まで508人おります。そういうことで、そのときの未婚率は31.89%、40から59までの住基の人口が現在322名でございますので、その31.89を掛けますと143名というのが未婚男性、それからシングルファーザーは大体10名程度いるのではないかなということでございまして、153名くらいがいわゆる40から59。ですから、合わせますと322名くらい、330名くらいの人が未婚男性、シングルファーザーというふうな計算がされるかというふうに思っております。

○4番(本間鉄男君) 先ほどの数値の中で69.6ということで大変な数字ということは、後志町村

の中でこの率の高さでいうと古平町が4番目に高いのです。そういう部分でいうと、本当に19カ町 村、後志、市も入れたら20なのですけれども、その中で4番目に高い数字ということで、これはや っぱり子育て支援だとかそういうものも確かに重要な部分があると思う。ところが、やっぱり若い 人方が次の世代をつくっていけないというのは今の数字からぼっていっても、やはりそういう人方 がどうやったら出会いのチャンスがあるのかとか、そういう部分で今さまざまな市町村で取り組ん でおります。その市町村によってはいろんな方々を介して合コンをやったり、いろんなパーティー をやったりとか、さまざまなイベントをやったりしながら少しでも根づかせようというか、そうい う若者の未来につながるようなということで取り組んでいると思うのですけれども、ただ実際に今、 下の段にもかかわってくるのですけれども、例えば移住の問題だとかという話もありますよね。そ ういう中で、やはりこの若い人方、例えばそういういろんなイベントだとか、さまざまなことを国 の予算の中でどういうものに使えるのかという、そういうメニューというのはあると思うので、そ の辺を含めて、ほかの町村でいうと、例えば結婚を世話した人にお礼を差し上げている制度をつく っているとか、さまざまなことを取り組んで、年に何件でも新しい取り組みをしているというよう なことがいろんなことで今言われております。実際に本当に古平町も確かに子育ての医療だとかさ まざま優遇というか、ほかの町村に負けない、それ以上の措置をとってきておりますが、ひとつや っぱりその以前の段階の部分が今後の課題になるかなと思うのです。ということは、やっぱりここ の部分をしていかないと将来的に結局は独居老人でも何でもみんなふえていくと。それこそ結婚も しない、世帯も持たない中でなってくるというようなことがありますので、その辺を含めて、今後 町のほうで国のメニューだとかそういうものに使えるものがわかるのであれば、その辺をちょっと お伺いしたいと思います。

〇町長(本間順司君) いわゆるそういう結婚観が最近変わってきたということでございまして、なかなか若くても結婚する人がいない、それは前々から申し上げてきたとおりでございまして、今国では地域少子化対策強化交付金というものを交付してございまして、その基準額が政令指定都市、中核市以外は1市町村につきまして800万円ということで、10分の10の定額補助が交付されるということの事業がございます。その事業内容としましては4点ほどございまして、1点目が結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築と、それから結婚に向けた情報提供、いわゆる出会いの機会づくりイベント開催は対象外だというふうなっていますけれども、そういう情報の提供、それから妊娠、出産に関する情報の提供、そして4点目が結婚、妊娠、出産、育児をしやすい地域づくりに向けた環境の整備ということでございまして、先ほど議員おっしゃいました結婚祝金だとかそういうある程度ハードの部分ではなくて、そういう地域づくり、そういう機会をつくるというようなことのソフトの面のそういう事業が展開されるようになってございます。

それこそここに4点ほど事例が示されてございますけれども、ほとんど抽象的な言葉で書かれておりまして、旭川市、北広島市、栗山町、東川町というところで実施されているところですけれども、大半は都道府県事業への協力ということで、その自治体単独でやられている例はそんなに数は多くはございません。そんな中で、我々もいかにしてそういうソフトでもハードでもこれからやっていけば効果が出るのか、それはもう本当に今未知の世界でございまして、これからいろいろと検

討していかなければならないのではないかなというふうに思ってございます。

○4番(本間鉄男君) 実際に例えば一つの不安として、若い人たち方が結婚しても仕事がないと いう問題も確かにあります。けれども、仕事をしている人方でも低所得だから、なかなか結婚でき ないというような現実というのがかなり占めていると思うのです。そういう中で、結婚したことに よって所得が実際に、今の所得でいうと例えば200万円前後とかそういう人方が一緒になったって、 実質的には300万、400万にいかないというのが現状でないかなと思うのです。そういう人方を例え ば所得がある程度低くても生活できる、そういうための支援、それとやはり町内に住むことによっ て、結局古平町であろうが、ほかの町村であろうが、例えばにぎわいから、また人口に対する交付 税、学校、学童あたりの交付税とか、さまざまなそういうもろもろに対する微々たる部分もありま しょうが、影響が出てくると。だから、こういう部分でやはり結婚しても古平で多少共稼ぎしても 暮らしていけるような制度設計というのですか、そういうものも含めながらやっていかないとなか なかほとんどの人が、私の周りの若い人を見ていてもやっぱり200万かそこらでは養っていけないよ ねという思いも先に立って、余りふだんいろんな方々と接触が少なくなっているというのが現状で ないかなと思うので、やっぱり接触した中で一緒に出会い、そして少しでも、一人でも結婚できる ような。せっかく世の中男と女しかいない中で、確かに今の女性というのはある程度の所得があれ ば、煩わしいから結婚しなくてもいいよねという考え方の人も結構おりますけれども、そういうこ とでなく、結婚に対する幸せというか、家庭を持つ喜びというか、そういうものをやっぱり少し町 でもつくっていかなければいけないのではないかなと思うので、その辺を町として、ちょっと時期 的にもうかなり古平町の場合も、ほかの町村のそうなのでしょうけれども、おくれてきて、本当に 若者が逆に高齢化というか、中年化、高齢化になってきておりますので、その辺を含めて、やっぱ り取り組んでもらいたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

〇町長(本間順司君) 本間議員おっしゃるのはもっとも、わかりますけれども、やはり私が思うには近代の若者は結婚観が変わってきたというのが一番ポイントではないかなというふうに思います。我々結婚したころは、要するに給料はもう最低のレベルでございました。ですけれども、結婚して共稼ぎすれば、2人で暮らしていけば何とかできるというようなことで結婚してきました。そして、親も見ながらというような形で、そういう親とともども生活していける、そういう環境でございました。ですけれども、最近はそうではなくて、親と離れて、いわゆる核家族化、それも要するに潤沢に暮らしていけないような環境になってしまったということでございまして、さまざまな原因がございます。それこそ今なぜこのようになったかというようなことで、今国でというより、人口減少に立ち向かう自治体連合というものがある程度自治体間の首長さんが中心になってつくろうとしてございます。それで、本町もそれに参加するべく、今度10月に東京で開催されます自治体連合の会合に出席しながら、そしてそういうものに加盟した上で今までそういう人口減少の原因だとか、これからいかにすべきか、そういうものを探るために我々も加盟して、これからの古平のそういう人口減少に対する対策を練っていきたいなというふうに考えておりまして、それに加盟する所存でございます。その内容としましては、地域人口ビジョンの策定、それからそういうものを踏まえた地方版の総合戦略、それから3つ目が地域連携の推進、そして4つ目が国や関係団体への提

言、情報交換ということの目的でそういう会が開催されることになってございます。我々もそれに加盟すれば、ある程度会員になれば、無料でそういう調査物、分析物、そういうものをしていただけるということでございまして、そういういろんな意見を聞きながら、古平町の将来を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○4番(本間鉄男君) 本当に一朝一夕にできるような話ではないのですけれども、一つでも早く 進めることによって、一つでも早く一歩進むのではないかなと思うので。

次に、空き家対策の条例化ということなのですけれども、空き家対策として町ではしりべし空き家BANKの話を以前からしていますが、今まで町ではどのような対応をしてきたのか、まずその経緯をお伺いします。

それと、現在空き家対策として、他町村では固定資産税の軽減、これは例えば10年間軽減するだとかさまざまな条例をつくっているところもありますし、また取り壊しに対する補助制度の条例化ということも対策として講じているところもございます。町の取り組みについてお伺いしたいと思います。

〇町長(本間順司君) 空き家BANKへの取り組みということでございまして、しりべし空き家BANKは空き家を売りたい人と買いたい人あるいは貸したい人と借りたい人の情報を市町村などのホームページで提供して、希望物件の相談や交渉、契約等については専門の宅地建物取引業者などで組織しているしりべし空き家BANKプロジェクトが担当で役割分担がされているところでございます。各市町村では、ホームページなどでしりべし空き家BANKの情報を提供するとともに登録を希望する方には登録のお手伝いをしておりまして、古平町では過去2件ほど登録のお手伝いをしてございます。自分の町の空き家情報を行政みずから登録するというシステムではないのでございまして、古平町でも町のホームページと広報で情報提供しておりますけれども、それ以外の方法のPR等はしてきていないのが実態でございます。空き家は個人の財産で、プライバシーの問題もあり、行政として対応に苦慮するところでございますけれども、PRの方法など改善してまいりたいというふうに考えております。しりべし空き家BANKに登録されている物件は、現在11町村42件ほどとなっておりますけれども、古平町物件はございません。

それから、2つ目の固定資産税の減免、取り壊し助成制度の条例化の取り組みでございますけれども、たしか6月定例会でもどなたかの質問がございまして、それに答弁したと思いますけれども、後志の廃屋・空き家対策検討会では既にモデル条例ができ上がっておりますが、これに基づいて7月1日から島牧村が条例を制定してございます。後志管内では4町村、全道では35市町村が条例を制定している状況でございます。ここで問題となっているのが6月定例会でお話しした、いわゆる議員立法で空き家等の対策の推進に関する特別措置法案、これがそれこそさきの通常国会で提案する運びとなっておりましたけれども、いわゆる税制上の問題、固定資産税の問題等がなかなか詰め切れなかったというのがございまして、結局通常国会では提案されなくて、次期国会に先送りしたというふうなことでございます。その中身でございますけれども、後志の廃屋空き家対策検討会のモデル条例等がほぼ同じ内容でございます。去る7月16日に開催された後志の空き家検討会におき

ましては、事務局からの各町村からも市町村でも条例制定の必要性に対する疑問が提起されたところでございまして、法律と同じようなことでありますので、あえて条例を使わなくてもというようなことでございます。本町では、去る7月23日に庁舎内で組織する空き家等の適正管理に関する検討会を開催し、この秋の臨時国会に改めて提案されるであろう国の法案の中身と動向を見きわめる必要があるというふうに判断したところでございまして、今それらの動きを見ているところでございます。そして、全道で38団体で何らかの空き家取り壊しの助成程度を設けておりますけれども、それこそ先ほど申し上げたとおり、7月23日に開催の検討会では議題として取り上げてございます。各町村の助成内容と個人財産への公費支出の是非など、さまざま問題がございます。空き家条例の必要性とあわせて、来年度に向け結論を出していきたいというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(本間鉄男君) 今国でもなかなか、進めようかと思いながら、ちょっとおくれているとい うのが現状として捉えておりますけれども、それよりも地方自治体でこれにもう先に取り組んでい るという町村も実際ありますよね。そういう中で、やはり例えば壊せば固定資産税が高くなると、 そういうことで結局壊さないのだというようなところが結構多いのだという話がよく出ますけれど も、逆に言うと壞すことの補助に対して更地になった部分の固定資産税の収入がふえるという、そ ういう側面も1つあると思うのです。だから、やはり例えば固定資産税をどうやって、その人方の 負担を片方で減らして片方でふやすと、そういうやり方というものを考えながらやっていけるのか なと。ただ、今制度を国でつくろうと思っているのを待っていると、それがそっくりそのまんま地 方に当てはまるのかという部分というのが難しいときもあるのです。実際に例えば東京のほうでも 土地を担保に市が所有者に対して、老後の医療費だとか老後の生活費として貸していっていると。 そういう中で、最後その方が亡くなったら、その土地を市が売却して、それを返還に充ててもらう というような、いろんなことをもとからやっている町村もあるのです。だから、ただこういう中で やっぱり古平町も、私たちも島牧だとかほかの4町村、そういうものも見ながら勉強していかなけ ればいけないのかなと思うのですけれども、実際この空き家を例えばリフォームするための補助だ とか、そういうことによって実際に旅から人を引き込むというのですか、引き入れると。これは、 やっぱりほかの町村でもそうやってやっているところもあるので、少しでも空き家がある場合にそ ういうところで多少の手直しをした場合に、例えばよく言われるのがある程度のちょっとした家で も借りたいという人方が来るのですけれども、その相手がどこにいるのかというのが個人的にはな かなかつかめないという場合もあるのです。それと、今古平町では空き家の中で、今簡単に言うと もらってくれるのなら上げますというようなおうちも何軒かあるのです。そういうものを、例えば 逆に言うと古平町が町外から移住してくる人方、よく伊達だとか釧路だとか、ああいう地域でも老 後をそのまちで過ごしませんかというようなことでもって移住を促進していっているということが あるので、やっぱり古平町も空き家をただ壊すばかりでなく、ある程度使えるような空き家、そう いうものの所有者、空き家が何年あいているかとか、この人方が家を持ちながら転居していったと か、そういうある程度の部分は町で把握できるのではないかなと思うので、ぜひその辺を今後空き

家の活用、そういうものも考えていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇町長(本間順司君) 使ってもらえるのであれば、ただでも上げますよというような話は聞きますけれども、ただどなたがもらっても壊すのにお金がかなりかかるというようなことで、更地になっても、議員ご承知のとおりこの間の地価の問題でございませんけれども、古平が一番下落率が高かったということでございまして、土地の必要性が古平の場合は薄れているというようなことでございまして、なかなか妙案がないというのが現状でございます。ある程度空き家になっても使えるようなうちであれば、既にもう実績もございますけれども、ある程度目にかなった人に買ってもらっているだとか、そういうところが結構あります。やはりそういう取引がないところはある程度古かったり必要性のないところに建っているというようなことでございまして、なかなか本当に難しい問題だというふうに思っております。今後さまざまな各町村のそれこそ事例等もございましょうから、それらも参考にしながら、我々も鋭意努力してまいりたいというふうに思っておりまして、できれば個人の財産でございますので、それらがみずからの始末で片づけられるような、そういう方法にしていければ一番いいのでしょうけれども、なかなかそこでもできないという人が多い、そういう場合の対策をこれから考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○4番(本間鉄男君) 実際に例えばしりべしの空き家BANKを見ても、ほかの町村の中ではこ のぐらい古くなった家というのも売却されたり、そういう部分もあると思う。実際に先ほども町長 が過去2件登録と言ったけれども、私は何年か、たまにしか見ないですけれども、古平町が登録さ れているとか、そういうあれが実際にしりべし空き家BANKの中では、ちょっと申しわけないけ れども、見たことがなかったのです。仁木だとか余市も出てきますけれども、本当に古平町、あれ は美国なんかも出てこないのかなと思うのですけれども、泊だとかああいうところでも出てきます。 そういう中で、実際にやはりこれは逆に言うと、古平町の中でああいった家である程度のところは 町内の人方で新しく家を建てられない人方が買うのです。だけれども、町外の人方に対するPRと いうのですか、こういうものがすごく下手というか、少ないのです。だから、私も古平町のホーム ページを見るのだけれども、結局古平町の空き家バンクを見るとしりべしの空き家BANKのほう を探さないといけないというのが現状だと思うのです。だから、やっぱりそういう部分で古平町の 空き家を持ち主なんかと、やはり逆に言うと札幌の不動産連合隊だとかそういうところもあります ので、そういうところと手を組みながら、例えばPRしていくだとか。ということは、結局古くて も例えばある程度借りれると、その年数によっては壊し賃が出てくるという場合もあると思うので す。例えば100万円、200万円かかるよと。だけれども、実際に簡単に言えば退職して10年間とか15 年間住みたいと、海が好きだから住みたいのだという話で私のところにも声がかかった旅の人もい ます。だけれども、そういう場合に、やはり逆に言うと持ち主がそういう壊し賃がという場合にそ の壊し賃が少しでも軽減になるのかなという思いもしますので、その辺含めてもうちょっと古平町 でPRしていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長(本間順司君) しりべし空き家BANKの活用も含めて、我々もそのホームページなりに そういうのができればやってまいりたいというふうに思っておりまして、議員ただいまおっしゃっ たように、議員のところにそういう希望者が来た場合にはぜひ紹介していただければなというふう に思っております。

以上です。

○議長(逢見輝続君) 2時まで休憩します。

休憩 午後 1時48分 再開 午後 1時59分

○議長(逢見輝続君) 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは、次に工藤議員、どうぞ。

○9番(工藤澄男君) 似たような問題ですけれども、4点ほど町長に話を伺います。

まず、1点目は、古平橋から河口までの堤防についてということで、数年間土砂を掘削して両岸に積み上げてきましたけれども、大雨が降るたびに流され、そしてまた高波が来ると、その砂がまだ戻ってくる、その繰り返しです。特に浜町側の侵食、先ほど委員会の中でも真貝議員も少ししゃべっておりましたけれども、その侵食が激しくて非常に危険だと思います。最近全国で大雨による被害がたくさんあり、早急な対策が望まれます。コンクリート等の堤防建設を道などに陳情するべきと思うのですけれども、町の考えをお聞かせください。

〇町長(本間順司君) 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

いろいろと議会以外でも話が出てまいるところでございますけれども、橋から河口までの延長は約90メートルございます。そのうちの沢江側の右岸のほうが30メートルが連節ブロックで築堤されている状況になってございます。この区間の計画高水位、これが2.09メートルから2.36メートルというふうに決定されているところでございます。この計画高水位に対しまして現況の築堤高、これを申し上げますと、沢江側の右岸では3.85メートルから4.58メートル、それから浜町側、左岸では3.27メートルから5.07メートルが確保されているということでございます。これが道の言うところでございまして、議員が心配している件につきましては、我々も同じ認識を持っておりまして、平成26年2月24日の事業要望会議がございましたけれども、その際に振興局に口答要望してございます。このときの振興局の担当者は、河口左岸、浜町側が越流や侵食によって民家に被害が発生する危険性は高くないとの認識であるというふうに感じたところでございます。本町としましては、しけによって生ずる河口の土砂堆積の防止対策、それから河口までの築堤整備を新規の要望事項として、これからは文書で要望してまいりたいというふうに考えております。

○9番(工藤澄男君) 川の中の土砂の撤去が10年計画の中で進んで、大分水の流れもよくなりましたけれども、ことしの雨降ったときでも私が見に行きましたら、橋から上流の流れは非常によくなっていますけれども、やはり橋から下の部分はほとんど以前と変わらないような状態でありました。そして、今町長、振興局のほうへということで言っていましたけれども、私もある人に聞きまして、道のほうに町から何かこういう話が上がっていませんかと言ったら、そういう要望はまだ来ていませんということでした。ですから、やはりあそこを例えば今の堤防を今のあそこにあるもの

で高くした、直したとしても、恐らくもたないと思うのです。そして、例えば連結ブロックなどをよく積んでおりますけれども、あれも全部つながっていれば丈夫でしょうけれども、切れ目は必ずそこから水が入ったら一回で持っていかれます。そういうのもあるので、だから余市のヌッチ川みたいな、小さい川でさえ一番下の端から下は波返しのコンクリートを打っています。やはりあれでまたかなり違うと思うので、ぜひ道のほうへ土砂の撤去と関連して、あの部分だけでも強固なものにしてほしいと要望してほしいのですけれども、どうでしょうか。

- 〇町長(本間順司君) 議員おっしゃるとおり、要望してまいるつもりでございます。
- ○9番(工藤澄男君) その点よろしくお願いいたします。

それでは次に、住民避難訓練についてお伺いします。今回は、自主訓練ということで300名程度の 参加者があったようですが、今後高齢者への対応や冬期間の災害のときは町はどのような対策を考 えているか、まずお聞かせください。

〇町長(本間順司君) まず、高齢者への対応についてということのご質問でございますけれども、町では災害発生時に第三者からの援助がなければ避難できない高齢者や体の不自由な方を要援護者として把握してございます。ご承知のとおり、台帳を作成して毎年1回は町内会長さんあるいは役員さん、それから民生委員の協力を得まして、状況把握と要援護者の不安解消のために声かけ訪問を行っているということでございます。ただ、いざというときに支援に駆けつける支援者を登録されている方はまだまだ少ないということでございまして、ひとり暮らしの体の不自由な高齢者などの対策は決して十分とは言えない状況でございます。避難するときは、遠くの親戚は当てにできませんので、ふだんからの近所づき合いが一番大切だというふうに考えており、参加者同士が互いに確認できる町内会を単位とした身近な訓練方法も必要というふうに考えておりますので、各町内会に対しましてはお願い事ばかりでございますけれども、まさに地域住民と行政との協働で実施するのも一つの方法ではないかと考えておりますので、その点よろしくお願い申し上げたいなというふうに思っております。

それから、いつも出てまいりますけれども、冬期間の対応についてでございますけれども、いわゆる災害は時間も季節も関係なく発生するものでございまして、特に今回の御嶽山の噴火につきましては本当に寝耳に水といったような感じで、大変な被害が生じてございます。特に北国、雪国にとっては冬の積雪時における対応がまことに頭が痛い問題でございまして、今のところ、その妙案がないというのが実態でございます。これは、本町だけではなくて、全ての雪国が抱えている問題でございまして、国におきましても道におきましても対応に苦慮しているというところでございまして、これは皆さん方ご承知のことと思います。

また、避難訓練につきましても冬の夜間に実施してみたらどうかというふうなご意見も先般の会議でもございました。我々としましても、安全面に余りにもリスクが大き過ぎて、実施することは今のところ困難と考えております。我々も気象庁のほうにお伺いしたわけでございますけれども、大変リスクが大きくて大変だなということでございまして、なかなか気象庁でも首を縦に振らないような状況でございます。提案された方も多分無理を承知の上で提案されたものと受け取ってございまけれども、冬期間に大規模災害が発生した場合の危険性についてのご指摘は真摯に受けとめ

ながら、今後国や道に対して相談や要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申 し上げたいと思います。

○9番(工藤澄男君) 今回の浜町、沢江、沖の訓練なのですけれども、これは私要望書を出して、 人数確認をしたのですけれども、15%程度の人しか参加していないのです。そして、私も当日うち の町内のひとり暮らしの老人のうちを約10人ほどずっと回ったのです。今回の避難訓練なのですけ れども、どうしますかと言ったら、ほとんどの人が結局逃げる場所が両方とも急な坂なものですか ら、高齢者の方はほとんどの方が口をそろえて言うのは、例えば歩いて逃げるときに、訓練であっ てももし転んでけがでもして、みんなに迷惑かけてはだめだから、今回は参加しませんという人が ほとんどだったのです。ですから、例えば夏だったら一時避難場所とかそういう場所でもいいので しょうけれども、冬になれば、結局屋根のあるところへ逃げるようになると思うのです。そうなれ ば、結局逃げる場所というのはおのずから浜町ならどこどこ、西部方面ならどこどこと決まってく ると思うのです。そのためには、やはりこの冬の対策というのを非常に真剣に取り組んでいかない と、まずだめだと思っているのです。そして、先ほど町長は町内会もと言っていましたけれども、 そういう点は町内で協力できるものであれば、皆さんに声をかけて一人でもそういう人がふえるよ うにうちの町内としてはやっていきたいと思いますけれども、まず参加した人の年齢を見ても40歳 から90歳ぐらいの人方が一番多いのです。そして、本当に若い人方というのはほとんど参加してい ないと同じなのです。ですから、もうちょっと真剣に避難訓練できるような何かいい方法、たくさ んの人がやれるような方法をもうちょっと考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょ う。

○町長(本間順司君) 参加率の問題もございますけれども、ある程度ご本人方の要するに命を守るというような意識の改革がまず1番でございまして、それこそ必ずしも災害が発生したところにそこにいるとも限っていないし、ですからある程度どういうところでもいいから逃げるという訓練に参加する意識のほうが一番大事ではないかなというふうに思いまして、それらの個人意識の高揚も我々も図っていかなければならないというふうに思っております。そうしたことからそういう意識の高揚、ですからこの訓練ばかりではなくて、講演会等々も開きまして、そういう喚起を図ってまいりたいというふうに今後とも思っているところでございます。

○9番(工藤澄男君) 今町長言ったみたいに、やはり年寄りの方々は、前に沢江の水害があったときでも私は町内会を回ったのですけれども、あれだけ大騒ぎしていても私ここから動きませんとか、そういう人さえいるのですよね、高齢者の中には。ですから、高齢者の方がわかりやすく災害というものはどういうことで、どういうものなのだよというものを町のほうとしてでもよくわかるような方法で理解させるような方法をとっていただきたいな、まずそのように思います。

それでは、次は3点目、中央通りの側溝。私もこれは何回言ったか忘れるぐらい何回もこの問題を言っていますけれども、昨年、ことしと予算が計上されましたが、いまだに何にもされていません。ふただけではなく、前にも私は何回も言っていますけれども、本体そのものが腐食して、そういう場所がたくさんあります。あそこを通る通行人や子供たち、特に高齢者の方の苦情が多く聞かれます。特に高齢者の方などは、大きい車が来たときにどうしても側溝のほうへよけると、そうい

うときに非常に危険を感じるということを聞いていますので、今後の計画をお聞かせください。 ○町長(本間順司君) 昨年度から計画的に実施するというふうにご答弁してまいりましたけれど も、今年度につきましては実施設計のほうが間に合わないということで時期を失してしまいました。 まことに申しわけございません。今年度は、10月中旬までに今後発注したいというふうに思ってお りまして、施工箇所につきましては短いのでございますけれども、中央通りの中野床屋さんの前か ら越野さん宅前まで、区間延長は48メートルでございますけれども、その両側側溝を補修してまい りたいというふうに思いまして、これを年次計画で進めてまいりたいというふうに思っております。 ○9番(工藤澄男君) 今言った箇所なのですけれども、そこの箇所はそんなに危険な場所がない ように私は受け取っています。それより農協から、逆に中央通りを国道のほうへ向かっての工事の ほうが先ではないかと思うのです。実際に昔の本当の稲倉石が通っていたころ、バスの道路だった ころの側溝ですので、本当にコンクリートは完全に今もう腐れています。その場所によっては、も うコンクリート部分の鉄筋が出ている部分もあるのです。ですから、そういう悪いところを私一回 に全部やってくださいとは言いませんけれども、前にも言いました。今町長が言ったように何年か で計画してやるという方法でいいと思うのですけれども、その悪いところというか、そういう部分 から先に直してほしいと思うのです。結局今上は上で、それはやってくれることは非常にありがた いと思っていますけれども、今実際にふたの折れている場所や、それから腐食して、もう子供の足 なんかべろべろ入るようなところがたくさんあるのです。そういうところをまずやってもらうのと、 それからそっちのほうをやるのだったら、そっちのほうをやっても別に構いませんけれども、まず 私が言いたいのは悪いところを先にやってほしいというのがあるのですけれども、その点はどうで しょう。

○町長(本間順司君) 技術的なことは私はちょっとわかりませんけれども、その詳細につきまして担当課長のほうから。

○建設水道課長(本間好晴君) 施工箇所の件でございますが、実際に私も現場を見て、そういった計画を組んだところでございます。やはりあの箇所はそれぞれのふたの大きさも深さもさまざまな構造であそこはつながっております。どこをやるかということではございますが、我々の視点としては、やっぱり住民の不公平感みたいなものをないように、なぜあそこを先にやるのという、そういった基準を説明する際にも上のほうから順番にというのが実際に破損の大小というふうな視点での順位づけというのも今工藤議員やったようにございますけれども、総じてもう旧国道時代からの構造物ですので、今使っているようなコンクリートの質ではなくて砂利が主体の比率の多いものでして、見ばえからしても決して安全だというような状況ではございませんので、我々としては上のほうから順次、ちょうど道路の交差点までを一つのスパンとして計画的にやっていけば、住民の方にも今度はここまでだねと、そういった目安にもなるのかなと思いまして、そういった上のほうからという位置づけをしたところでございます。

○9番(工藤澄男君) たしか課長が言うとおり、それで順番にやってくれるということはいいのですけれども、それはふただけを取りかえるのか、それとも根本的に、例えば余市町みたいに毎年春と秋、側溝整備といって全部取りかえて新たにやるとかそういう方法をとるのか、どちらでしょ

うか。

○建設水道課長(本間好晴君) その破損の程度もそれぞれ違いがありますし、先ほど言いました ように構造自体は違う形でつながっております。上のほうは比較的幅が狭くて、浅い側溝でござい ます。下のほうに行きますと、関口の沢川から水を取り入れて、幅が広くて深さが高い。また、そ れを利用して冬期間融雪にも使っているという状況になっております。今一番手をつけやすいのは 上のほうで、今上のほうから水は来ておりません。昔は来ておりましたが、今融雪用に使っており ませんので、今下水道につないでいない家庭の方がそこにやむなく排水を流しているという程度で、 そこからにおいがたまにするので、自分で掃除をしたりという程度で側溝の使い方、雨水は当然そ こに流れ込んではおりますが、そういったことで上のほうは上のふたの部分が今土台になる縁の部 分も結構欠けておりますが、今考えているのは皿形の鉄板のようなものを細工いたしまして、それ を土台にして、その上にコンクリートのふたをかけかえるというようなことで、今この48メートル 区間についてはそのような方法でいいのではないかなと。今度下の部分に行きますと深くて、また タイプの違う構造になっておりますので、それはその時点でまた考えなければならないなというこ とで、今その後の工法についてはまだ検討はしてございません。本当は一番いいのは、あそこは今 のタイプではなくて、本当に暗渠みたいに管を入れてやれば、そして全面グレーチングのふた、雨 水を取り込む口だけをつけていけばそれでいいのですが、先ほど言いましたとおり雪解け用として の機能もある程度残してあげなければ、あの付近の方々がやっぱり困るのかなということで、現状 の利用ができるような形で補修、維持していきたいなというふうに考えております。

○9番(工藤澄男君) それでは、最後に町道についてということで、下水道工事もほぼ完了しましたけれども、昨年ぐらいから工事した部分と、それから古い部分の段差ができて、車がバウンドしたり車がふわっと浮いたりとか、そういう声を私のところへ来る人が結構いるのです。これは、浜町ばかりでなく、西部方面のほうでもそういう声があります。特に浜町の場合は、今問題にしておりました中央通りの部分が車の往来が激しいので、私も一回車がふわっと浮いたことがあるのです、その段差のところで。だから、そういうのがありますので、これからそれをどうするのかと。それから、道路に雨水がたまる場所が結構、先ほど高野議員のほうからも道道との絡みで質問がありましたけれども、例えば町道の中にも一回舗装などしているのですけれども、その部分に雨がたまっているとかというのもたくさんありますので、今後どのような対応、対策するか。

〇町長(本間順司君) 下水道管の布設は、平成11年度から平成21年度までにおいて延長27.8キロ整備して、古いものでは施工後15年が経過してございます。下水道管工事による路面のゆがみを初め、凍害や経年による劣化が目立ってきていることは承知しております。ある程度財政的な制約から部分的補修で現在まで対応してきているのが現状でございまして、国では笹子トンネル事故を契機に道路施設の点検を道路管理者に義務づけるとともに一定の補修費用にも補助する方針を打ち出しております。このことから、本町は今年度町道の路面状態の調査と街路灯の点検を委託実施してございます。その結果を待って、平成28年度から国の補助金を受けて必要な補修を行ってまいりたいというふうに考えておりまして、平成27年度の補助金には間に合わないということでございまして、ちょっとずれ込みますけれども、平成28年度から実施してまいりたいというふうに考えてござ

います。今回路面調査している距離でございますけれども、主要な町道が13路線ございまして、延長で13.5キロ調査中でございまして、それらをもとに国の補助事業にのっけていきたいというふうに考えております。

○9番(工藤澄男君) 私も古平町内のいろんな道路を走っていますけれども、やはり結構段差というのがあって、若い人でも高齢者でも一瞬どきっとするというようなことがあるというのがすごく私のところへ来ているのです。それで、何とかならないかということで、町長が28年度に13.5キロの今調査している部分を直すということでございますので、これは一回に全部直せるのか、それとも部分的にやるのか。

○町長(本間順司君) 補助金制約がございますので、1回ではできないというふうに思っております。

- ○9番(工藤澄男君) なるべく長い距離をやって、町民の皆さんばかりでなく、車を運転する人、 歩く人方が安全に通れる道づくりというものをこれからも考えていただきたいと思います。
- ○議長(逢見輝続君) それでは、次に堀議員、どうぞ。
- ○5番(堀 清君) 私は、掖済会病院の撤退後の町の病院という形の中で少し聞きたいと思います。

そういう中で、当初から現状の患者さんが入院できるような形の継続ということで提案されていましたけれども、現在もそういうような形の中で考えているのかどうか。

〇議長(逢見輝続君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分 再開 午後 2時30分

○議長(逢見輝続君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

○5番(堀 清君) あと結果的には民間のほうの病院を探すということなのですけれども、現在病院に対しては去年の実績で年間5,000万程度、町側としてはあれしているのですけれども、そういう中で今後も最高限度額としてどれくらいの金額が考えられるのか。

それと、3点目なのですけれども、当然地方の病院というのは今すごく厳しい中で、最悪民間の病院が見つからない場合の対策をどのように考えているのか、その3点お聞きします。

〇町長(本間順司君) 堀議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の有床診療所の継続ですが、現在もその方向では考えております。有床診療の存続課題には運営経費の問題にとどまらず、医師を初めとする医療スタッフの確保といった問題を抱えておりまして、医療法人誘致に当たりハードルの高い課題であると十分認識した上で、この古平を長年支えてこられた高齢者が安心して安全な在宅生活を送っていただくためには、やはり短期間の入院加療も欠かせないものではないかというふうに考えております。しかし、有床診療に余りこだわり過ぎますと、結果としてその誘致活動が行き詰まることがあってはならないというふうにも考えておりますことから、その誘致する法人と十二分に協議していきたいというふうに思っておりま

す。有床診療所の継続は、現在もその方向で考えて折衝してございます。

それから、民間の病院の財政支援の最高限度額についてということでございます。実際に診療所を運営することとなる法人との協議によって変わってくるところでございますけれども、まだそういう運営法人すら決まっていない中で有床か無床か、あるいは診療科目についてはどうか、それからスタッフの配置についてはどうかなどの診療内容によってもかなりその金額に異なるものが生じてまいります。一概に財政支援額をあえて示すことは、ここではしたくないということでございます。

それから、道内の委託をしている、参考までに申し上げますと、道東の町では19床の有床ベッドでございますけれども、診療科目は消化器内科、循環器内科、外科、脳神経外科、隔週1日というふうになってございますけれども、それから糖尿病専門内科、これも週1日、常勤医が1名、非常勤医師が6名という体制で年間の指定管理料が1億300万というふうな町もございます。同じく道東のほうですけれども、14床の有床でございまして、内科、外科、小児科、それから専門外科が月1回というふうに常勤医が2名、非常勤医が9ないし11名ということで、これは年間の指定管理料が1億2,000万というようなところの自治体もございます。

それから、3点目の新しい民間病院が見つからないときの対策についてというご質問でございますけれども、現在そうならないように北海道保健福祉部や北海道病院協会のお力をかりながら、みずからも知恵と足を使って誘致活動にいそしんでいる最中でございまして、現段階ではこのご質問にはお答えしないというふうなことでございますので、その点ご了承願いたいと思います。

以上です。

○5番(堀 清君) 答弁できないことばかりで申しわけないですけれども、そういう中で有床診療所ということを考えるのであれば、結果的にはやっぱり町側からの財政支援というのは結構な金額という形になると考えるのですけれども、そこら辺はやっぱり現在は確かに救急体制もきちっとした形に整っていますし、余り入院という形のものばかり考えなくても結構でないかなと自分は思うのですけれども、その辺の考えを変えるという気持ちはないですか。

○町長(本間順司君) 基本は有床でございます、あくまでも。ただ、交渉していく段階において、 そこで行き詰まったときに無床でもいいよというようなことで手打ち式が行われるようであれば、 それもやぶさかではないかと。余り有床、有床とこだわった関係上、全然誰もオーケーしなかった というふうな事態になるのも困るので、その辺は柔軟に対応してまいりたい。ただ、基本的には有 床ですよということだけはご承知おき願いたいというふうに思います。

○5番(堀 清君) 病院のほうはそれでやめます。

あと2つ目なのですけれども、9月10日の日に当町の敬老会が実施されたわけなのですけれども、そういう中で本年度は100歳の長寿者が出たと言ったらおかしいのですけれども、田澤さんが100歳という形の中でお祝金を頂戴したという形なのですけれども、100歳になったときには当初50万円という形の中であったのですけれども、それが行革の絡みで廃止になったというような形の中で、現在若干は出ているのでしょうけれども、その金額を増額する考えというのはないかどうかということを聞きたいと思います。

〇町長(本間順司君) 当初50万円ということでやってまいりました。ただ、すぐその後財政がかなり厳しいということで、その行革の一環として50万円から1万円に急減したという経緯がございます。ある程度そういう経過を踏んだ中で、これまで長年古平の発展のために寄与されてきた高齢者として祝福の意味を込めて、お祝金のほかに、たった1万円でございますけれども、心を込めて考えた記念品を贈らせていただいてきました。本人や家族の同意が得られた場合にはご本人の歩みや家族からのお祝いメッセージなどを載せたプロフィール誌を特別制作しながら、本人やご家族の心に残るようなお祝いをしてまいってきたところでございます。お祝いの仕方としては、額を上げるのも一つの祝福の形だというふうに考えていますけれども、お金ではない、思いやりの祝福を続けていくこととしたいというふうに現在その額の引き上げは考えてございません。仮に今どの時点でやってもその以前にいただいた方との差が生ずるものですから、なかなか踏み切るのは至難のわざで、やはり心のこもったお祝いをしてあげるのが最もベストであろうというふうに考えて、現在引き上げの気持ちはございません。

○5番(堀 清君) 町長の気持ちは十分わかりました。その中で長寿者を介護している家族にしてみれば、心のこもったそういう記念品等々、町側のさまざまな心のこもった行動、そういうのも確かに理解はできるのですけれども、やっぱり家族が協力してその長寿者を介護していった形が最終的に100歳に到達したという、まずそういう面もあるので、自分とすれば確かに該当者の当人も大事なのですけれども、家族のためにもそういうものを実行することによって家族もまたそれで励みになるということもあるし、そういう面、現在今核家族化の中で、例えばひとり暮らしだとかという中で、やっぱりそういう方々というのは結構同居しながら毎日毎日やっぱり生活しているのです。だから、そういう人のためにも、金額の大小ではないのだけれども、現在の金額では少ないのでないかなという形を考えるのですけれども、再度答弁願います。

〇町長(本間順司君) 堀議員の気持ちはわかります。ただ、100歳に至るまでの経過というのは皆さんそれぞれ千差万別でございまして、家族がいたから幾ら、いなかったから幾らというようなことも、またこれもちょっと不合理かなというふうに思いまして、管内の各町村を見ましても千差万別でございます。本当に何もないところもございます。それこそ敬老会もやらないというようなところもございます。上を見れば切りがない、下を見ても切りがないというようなことで、先ほど申し上げましたとおりこの辺で心を込めてお祝いしたいなというのを続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(逢見輝続君) それでは、次に中村議員、どうぞ。
- ○3番(中村光広君) プレミアム商品券、本日発売しておりますが、そのプレミアム商品券の来 年度の予定についてお伺いいたします。

来年度のプレミアム商品券発行事業について、その実施内容はどのようにお考えでしょうか。お 考えをお伺いいたします。

○町長(本間順司君) いつも中村議員の質問でございますけれども、実はそのプレミアム商品券 の発売元は商工会でございまして、古平町商工会が事業主体となって実施している事業でございま して、我々は来年度の事業につきましては商工会に対して事業要望を紹介するということでございまして、商工会からどのような事業内容で要望が上がってくるのか、またその事業内容が適切なものかどうかを判断していくというところでございます。多分議員も商工会の会員だと思いますので、それらを商工会でいろいろ考えながら、我々のほうに提案していただければなというふうに思います。

平成24年度に実施した当該事業のアンケート調査を取り扱い加盟店にとったところ、プレミアム率については20%でちょうどよいとの回答を得ていることから、今後もこれを基本にしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番(中村光広君) ご存じのように、古平町民の消費活動は現在町外に流れている部分が多くなっております。また、小売店においても売り上げは減少傾向にありまして、このたびがんばろう! ふるびら特別対策事業ということで、通年に比べまして2,000枚ほど多くプレミアム商品券を発行したわけですが、その期間においての各商店の売り上げというのは前年並みに維持されたというふうに伺いました。やはり古平町の町民の消費を活性化するために、あるいは各小売り業店さんのお店の維持ということを考えると、ふるびら特別対策事業債をことしプラスされましたが、来年度もこの分を補助すべきではないのかと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○町長(本間順司君) 行政報告でも述べましたけれども、前期分の商品券につきましては完売したということでございまして、後期分がきょうから発売されております。やはりそれの消化、そういうものを見届けながら、我々もある程度そういうものを参酌しながら、これから要望が出てまいるであろう、その事業に対しての査定をしてまいりたいというふうに思っております。

○3番(中村光広君) 次に、雇用の創出ということについてお伺いしたいと思います。

安倍首相は、地方創生を重点課題として取り上げております。古平町においても人口の流出減少、 少子高齢化は大きな問題であり、早急に検討対策が必要と考えております。特に雇用の創出という 点においてどのような考えで進まれているのでしょうか、お考えをお尋ねします。

〇町長(本間順司君) 先ほども違う議員からのご質問で、いわゆる人口減少問題の質問がございました。それこそあのとき公表された自治体は大変ショッキングであったなというふうに我々自身そう思っておりまして、とかく今そのことだけが注目されておりますけれども、人口減少問題は今始まったことではなく、昭和45年の過疎地域振興法ができたころから深刻化してきたところでございます。しかし、今地域のみならず国全体が少子高齢、人口減少の波にのみ込まれようとしており、国は50年後の総人口1億人を維持するための長期ビジョンと、来年度から5年間の総合戦略を策定することとなっております。一部は、来年度予算にも反映させる予定で、各省庁の来年度予算の概算要求にも盛り込んだところでございますけれども、ばらまき方の排除などを打ち出したまち、ひと、しごと創生本部、これの基本方針に沿って、要求した省庁側に予算の組み替えを含めた精査を要請、必要があれば再提出を求め、事業の重複などの無駄を省きながら、地方創生にとって効果の高い政策を打ち出すこととしているのでございます。議員おっしゃるとおり、まさしく雇用の場がなければ、卒業生や働き盛りの人は町外に職を求め、転出せざるを得ないというのが本町の課題と

なっているのであり、冒頭申し上げました消滅可能性市区町村、先ほど申し上げました5月8日に公表された消滅可能性市区町村の共通の課題であるというふうに思ってございます。したがって、今後いかに雇用を生み出していけるかなどの可能性につきまして探るため、行政報告あるいは先ほどのほかの議員の質問にもございましたように人口減少に立ち向かう自治体連合に加盟するべく、来月3日に東京で開催される内閣官房ひと・まち・しごと創生本部との意見交換会に率先参加してまいる所存でございます。また、道内においては来月末に市町村長政策研究会主催の「人口減少社会における地域政策の立案にむけて」と題して、拡大研究会が開催されますので、それにも参加したいと思っております。そんなことで、これからの本町の人口減少問題に対しまして、いかに対処していくべきか、さまざまな意見を交換しながらその対策に突き進んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○3番(中村光広君) 非常に危機感を感じております。今全国自治体連合に加盟していろいろ考えていくということでしたけれども、古平町の場合もそうですが、全国的にも同じような町村というのは人口が減少する理由というのは決まっているというか同じようなものと思っておりまして、少子高齢化ということで高齢になってきて自然的に減少する、その数に比べて出生率が低い、あるいは就職適齢期になってくれば、仕事がないために町外に出ていくといったことで減少というのは現状もおさまらないで続いてきているものだと思われます。

当町におきましても、昨年の6月と比べまして、ことしの6月、昨年は人口3,530名だったのが本年は3,441名と、大体1年間で90名、例年の平均をとれば大体100名前後の方、人口が減少しているわけです。道内147町村が2040年には消滅するという危険性があるということで非常に危機感を覚えておりまして、つい先日の新聞にも蘭越町において蘭越町の役場の職員さん40代以上の方たちが中心になって推進本部を立ち上げたというような内容が出ておりました。当町においてもそういう推進本部というものを立ち上げて今からでも対策を練っていかないと、どんどん、どんどん人口は減っていくものではないでしょうか。また、対策をとったとしても人口がふえるということに関しては何十年も先のことにもなるのかもしれませんけれども、今現在からそういった方法を考えて実際に施策を練っていかなければ間に合わなくなってしまう。消滅の危険があるということで、当町においても推進本部を立ち上げるというような考えはありますでしょうか。

〇町長(本間順司君) 行政報告でも申し上げました。今後庁舎内においても町内においてもそういう対策本部というか、そういう団体を設置しながら検討してまいるというふうに考えております。それこそいろんな観点から考えなければならないと。雇用の観点だとか、先ほどから議論されておりました結婚、出産、そういう関係、さまざまな観点から考えなければならないということでございますので、これは行政だけでは限界がございます。ですから、さまざまな業界を取り込んだ上で一緒になって、これは議員さんももちろんのことです。一緒になって考えていかなければならない。そういうことでございますので、本町にとっては我々が身近に感ずることは、この間水産加工所が破綻しましたけれども、町外から企業が入ってきたくても、雇用される希望者はいるのですけれども、企業を選ぶといいますか、そういう機運というのがまだまだある。せっかくそういうチャ

ンスがあるのにというようなこともアンケートの中から見受けられるということでございます。で

すから、そういう雇用の問題、そして一番肝心なのはやはり先ほど申し上げましたとおり本町は住宅事情が悪いです。ですから、ある程度そういう公共の住宅も含め民間の住宅も建てれるような環境をつくりながら、例えば今本町に勤務されている方でも余市から通っている、小樽から通っているというような民間人の方もおりますので、そういう方も古平に住めるような形で住宅政策も進めていかなければならないというようなことで、もろもろの観点から検討していきたいなというふうに思っております。
〇3番(中村光広君) 具体的にどういった施策を考えていくのかというのは国のほうもまだそういった施策は出ておらないようですし、当町としてもまだそこまでは考えていないと思いますが、日本の国が決めるのを待たずに当町でもそういった施策をやっていくべきではないかと思っております。とにかく町民の皆さんが今後希望を持てるような、夢を持てるような施策をやっていた、町民の幸せというか、明るく過ごす……やはり施策が明るくて、夢を持てるものをやっていただきたいと思っております。

以上です。

〇議長(逢見輝続君) 15分まで休憩します。

休憩 午後 3時01分 再開 午後 3時14分

○議長(逢見輝続君) 休憩前に引き続き一般質問を続けます。 それでは、最後に真貝議員、どうぞ。

○8番(真貝政昭君) それでは、1点目の医療費助成について町長に伺います。

通告要旨のとおりに読み上げますけれども、高校生を抱える家庭への経済的支援の一環として、 医療費助成対象を高校生まで拡大すること。過疎、少子化対策の重要な柱になると思います。いか がでしょうかという通告です。

今まで古平地域に古平高校がありましたけれども、実質的に道の一方的な方針転換で閉校にしてしまったと。それで、経済的な力、そういうのを抜きにして全ての高校生がバス通学を余儀なくされる事態になってしまったと。私は、とりあえずは古平町の持ち分として、義務教育の中学生までを医療費無料化というので要望してきたのですけれども、こういう事態に至って、医療費の助成を速やかに高校生まで拡大しなければ経済的にかなり苦しい状態に追い詰められていくと、そういう認識でこういう問題提起をしているわけです。高校の適正配置で各地域の意見を聞くという会を道教委が開きまして、古平町の当時の教育長は地域経済、家庭は経済的に疲弊していると、これ以上経済的な負担を負わせないでほしいと意見を述べています。実際に今回の定例会で保育所の保育料の階層区分を見ましたら、六、七割が小中学校で就学援助の対象になるような、そういう経済実態があると。所得階層が高いところでもぎりぎりの線でいらっしゃる方が大分いるのではないか。だから、大方の家庭が経済的に、高校通学というふうになると困難な事態に陥るのではないかというふうに見ています。平成25年度は、中学生の医療費を無料化にした初年度でして、町の資料により

ましても、大体どれくらい町負担がかかるかというのが見えてきました。高校生3年間を医療対象にしても予算的にはさほどの額ではないというふうにわかりましたので、ぜひとも来年度予算に向けては古平町でこれを高校生まで拡大することを考えてみてはどうかと考えているのですけれども、町長の考えをお聞かせ願いたい。

〇町長(本間順司君) 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

道内における高校生までの拡大は、現時点で179市町村のうち13市町、どっちにしても入院のみが 2町でございます。後志管内では、寿都町と黒松内町と蘭越町の3町でございます。

昨年度の25年4月からこういった中学生の拡大につきましては、179市町村のうち90市町村というふうに半分以上、入院のみが7市町村と、後志管内では19町村のうち本町を含めて9町村というふうに、うち入院のみが1町というふうになってございます。

ご承知のとおり、去年、25年4月から対象者の拡大をして、中学生までとして所得制限の撤廃、それから医療支援の自己負担の無償化をスタートしたところでございまして、現在そのとおり進めてございます。それらの実績を踏まえまして、現在人口減少問題も大変な問題になっているということでございますので、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供に対する医療支援を助成することによって疾病の早期受診、早期治療を促進し、安心して子育てができるように高校生まで対象を拡大したいというふうにこれから検討してまいりたいと考えております。

去年、中学生までして、またすぐというのもあれなのですけれども、それこそ先ほどから申し上げているとおり、6月5日に出されたという公表もあったものですから、そういう緊急性も鑑みて、それもあわせて検討してみたいというふうに思っております。

○8番(真貝政昭君) 幼児センターにお子さんを預けている親御さんからは、未満児ですけれども、また保育料がかなり負担と、仕事面でも事業面でも先行き不安という、そういう思いを抱いているっしゃいますけれども、この医療費の無料化というのは非常に喜ばれているみたいです。ぜひとも実現を願う次第です。

次に、その高校生なのですけれども、今までも取り扱っていますけれども、バス通学の負担が非常に重いと、それは教育長も同じ認識で共有できると思うのです。それで、若干考え方の違いがありまして、町のほうは小樽と、それから余市の補助の額がことしは決定していますけれども、とりあえずは道が実施していた、余市も小樽も関係なく、親の負担が1万円と、それを超える部分を道がしていたように町で補助すると、そういう考え方で来年度考えてみてはどうかというふうに提案する次第なのです。それと同時に、小樽の高校に通う場合、小樽市内全域の高校に通う場合、小樽駅までの費用も、それからさらに市内バスで行く場合、小樽駅までの金額で学割が設定されているのです。こういう考え方に立ちますと、確かに余市紅志高校は駅に届く前の水産試験場前でおりるのですけれども、余市町内の高校ですから、余市町内のいろんな書店だとかそういう利便性、それから友達関係、余市町内にいるわけですから、北星高校に通ってもあそこまで学割がきくわけですから、少なくとも余市駅までも学割の範囲とするような考え方を中央バスに持っていただきたいなというふうに私は思うのです。実際に私ども集団で、我が党として毎年いろんなお役所だとか関連するところに要望を出しに行くのですけれども、中央バスに対してもそういう要望を来年度はして

みようと思っているのです。それを町のほうから申し入れることはできないだろうか、足並みをそろえることはできないだろうかと思う次第なのですが、そのことを伺いたいです。

○教育長(成田昭彦君) ただいまの真貝議員の高校生への通学費助成について、私のほうから答 弁させていただきます。

北海道が実施している通学費補助につきましては、高校の区域にかかわらず1万円保護者負担という、これは北海道という大きな立場で考えますと、全道一円ということになりますので、こういう決定の仕方をしているのかなと思います。古平町で考えますと、通学範囲が余市、小樽というふうに限られてまいります。そういった中で、道のほうは5年間という期間限定でございますけれども、町のほうは長期的にこれを継続していかなければならない事業だと考えております。そういった考えのもとに立ちますと、どうしても1万円の限度額ということでなくて、今はうちで決めた大体4割補助という形で小樽、余市、それぞれ設定しているわけでございますけれども、実際に今年度から始めまして、余市の場合の定期券も平日用と全日制という、土日を抜いた場合と、それから全日制の場合があるわけですけれども、平日用とありますと1万3,990円で、これは計算しますと保護者負担が6,490円で済む形になります。それから、小樽市内ですけれども、これは小樽市内で一番安いのは小樽商業が安くなりますけれども、ここで1万7,560円で、保護者負担7,560円という形になります。ですから、今こういった現況を考えましても、これについては今当分はこの状態で進めていきたいなと思っております。

それから、余市紅志高校の通学圏を余市駅までということでございますけれども、これにつきましては通学定期券は学校直近の停留所までということに中央バスのほうでルールになっていますので、これについては水産試験場前。ですから、もし北星高校に通うのであれば旭中学校前までという形になりますので、その部分はご理解願いたいと思います。

そういった意味から考えましても、町としてそういった通学区域を余市紅志高校、余市駅まで延ばしてほしいというような要望は避けたい、やっていくというような考えは持ってございません。以前6月の議会だったでしょうか、真貝議員さんのほうから、例えば余市紅志高校であれば駅のホームに文房具屋だとかそういったのがあるという、先ほども友達もということでございましたけれども、果たしてそこまで見て、そうやっていくかで定期券を出す必要があるのかといったら、やはり中央バスのルールどおり学校の位置する近辺の停留所までが妥当だと思っております。

○8番(真貝政昭君) 見解の相違があるので、今回は余り深くは討論しませんけれども、しかし高校生になった場合では小樽方面と余市方面の高校はどちらが魅力的かというと、やはり高校生活ということを考えたら小樽のほうに向かうという、そういう気持ちになるのです。親もどうかというふうになったら、子供の希望をかなえるという前提で考えますと、余市紅志がああいう形で統合されるような形になった場合、将来的にその存続ということを考えたときに、やはり余りそこまで狭い考え方で押しとどめるのではなくて、もう少し余市での高校生活を豊かにという観点から考えてみてはどうかなというふうに思うのですけれども、そこら辺は検討の余地は残されるのではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○教育長(成田昭彦君) 何をもって高校生活をエンジョイと言っているのかわかりませんけれど

も、今私ども下の教育長部会等にも案内が来まして、余市紅志高校の授業参観等に行きます。確かに紅志高校になったときに行ったときはもう学校が荒れた状態でした。これではうちの中学生もやれるところでないなと思って見ていましたけれども、この数年で余市紅志高校は変わりました。これはもう、はっきり言って校長を初め先生方の力と思いますけれども、今見ていたら非常にいい学校になってきています。これからは、私どものほうからもそういった学校を通して、余市紅志高校等に進学するも推薦できるのかなと思っておりますので、私は小樽、余市に分ける必要はない。総合学科という科ですので、本人の気持ち次第でそういった進路を決めていけるのかなと思いますので、私はそういう考え方を持ってございません。

○8番(真貝政昭君) 次の3つ目の地域福祉センターロビーの改善についてです。ことし所用があって、たまたま真夏に行く機会がありまして、そしてロビーの室温が非常に高くしている状態にびっくりしまして、様子をうかがいました。それで、あのロビーにはデイサービス等で高齢者が集まり、また食事をする場所でありますけれども、窓が自由に開閉できないといいますか、あけると虫が入ってきて、ちょっとそれもできないと。なかなか難しいと。それで、事務所のほうにはクーラーは設置してありますけれども、ロビーで働いている方たちのことを思って、そのクーラーもつけないで。ですから、基本的に全館クーラーなしで働いていらっしゃる状況でした。そのときは、既に室温が30度ということで、働いている方にとっても利用される高齢者にとっても非常に過酷な室温環境だと、そういうのを目の当たりにしました。何らかの機械的な設備でこれを改善するか、または網戸等を活用できるような、そういう窓の施工が必要かなと、2者択一の考えしか浮かばなかったのですけれども、いずれにしましてもここのロビーの室温環境というのは改善すべきでないかというふうに思いました。その点、町長のお考えを伺います。

○町長(本間順司君) 確かに地域福祉センターのロビーには冷房設備を整備しておりません。夏期間は、室内温度が高目になることは認識してございますけれども、排煙窓の開放や扇風機による空気の循環によって気温上昇の抑制に配慮しているところでございます。

また、デイサービス利用者が熱中症など体調を崩さないように、小まめな水分補給など体調管理に努めておりますけれども、夏期間に数回は猛暑によってロビーでの活動を控え、空調設備の整っている事務室向かいにある会議室で活動するなど、適宜最善策を講じているところでございます。

しかしながら、シルバー交流利用者や各種福祉活動での利用者が主に利用しているロビーや集会室、それから研修室等への配慮が不足していることは否めない状態でございます。適宜扇風機の増配置による空気の循環など、気温上昇抑制に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、さらには閉鎖されている窓、開放式に改良するとか虫の対策も考えながら網戸をつけるとか、最適でもないでしょうけれども、良好な環境に変えてまいりたいというふうにさまざまな手法を検討していきたいというふうに考えております。

○8番(真貝政昭君) 次に、4点目の合同墓の建設についてお伺いします。

平成24年の定例でこの提案の合同墓の建設場所を火葬場が移転した場合の跡地にという、そのと きのやりとりで提案をしてきましたけれども、一般的に火葬場の跡地というのは嫌うみたいで、大 抵はその跡地には霊を慰めるような、そういう施設を建設設置して、やはり墓というものは普通の 墓地に宛てがわれている土地内で考えるものだというふうに思い直しまして、改めて今回このような一般質問を出した次第です。火葬場の移転はまた別問題でありまして、合同墓というのはこの間の新聞報道でもありましたように小樽市あるいは北見市という、余市町内でも年金をいただいている方たちの集まりの中で何とかしなければならないという差し迫った問題として話し合われていると伺いました。実際私もこの町内で墓の守り手がいなくなって、そのようなものが欲しいという要望を受けまして、平成24年に提案した次第なのですが、墓地内を見ますとあいている土地がまだありますし、やはり一般的にお墓の建設場所というのは、漁村地帯ですので、海が見えるようなところと、開けたところにというのが一般的な希望でありまして、ぜひそのような土地に共同墓の建設を計画してみてはどうかなというふうに思うのですが、町長の考えを伺います。

○町長(本間順司君) 本当に最近テレビでもしょっちゅう墓の問題が放送されておりまして、私も見るわけでございますけれども、現在宝海寺さんでは無縁墓地をつくっておりまして、いわゆる合同墓で、現在ある合同墓は平成2年につくったもので、80体ほど使用されているそうでございます。それで、かなり狭くなってきているということで、改めてもう一基つくりたいということで、宝海寺さんの自分の墓を挟んで反対側にもう一つつくるべく町のほうに貸与の申請があったわけでございます。ですから、ある程度宝海寺さんのほうではありがたいなということで、ことしですか、私の知人もそこに入られているということでお参りに行ってきたわけでございます。あと正隆寺、禅源寺につきましては、希望があれば永代供養の相談を行うというようなこと、それから正隆寺は納骨先がない場合はお寺の納骨堂で預かることも相談により可能というふうに言っております。でも、本当に最近は自分の現在ある墓を取り壊してまでも合同墓に入りたいという方々がふえているわけでございまして、それこそ核家族でばらばらになった人方が改めて地元古平にお参りに来てくれるかというとそうでない。そんなことの話も多く耳に入ってまいりますので、これはぜひとも検討しなければならないだろうということでおります。最近本当にそういう自治体がふえているということで、喫緊の課題といいますか、なるべく急いでそういう対策を考えなければならないというふうに思っております。

○議長(逢見輝続君) それでは、以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第3 意見案第9号

○議長(逢見輝続君) 日程第3、意見案第9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使 容認に反対する意見書を議題といたします。

本業は、会議規則第38条第2項の規定によって提業理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書を採決いた します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見案第10号

○議長(逢見輝続君) 日程第4、意見案第10号 外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税 に反対する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第10号 外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第11号

〇議長(逢見輝続君) 日程第5、意見案第11号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書を議題 といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第11号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見案第12号

○議長(逢見輝続君) 日程第6、意見案第12号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める 意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第12号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第12号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第7、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと おり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第8、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと おり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といた します。

議会運営委員長から、会議規則第72条第2項の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第10、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査の申出書の

件を議題といたします。

行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました 申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

〇議長(逢見輝続君) これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時49分

上記会議の経過は、書記 いことを証するためにここに署名する。

上記会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容の相違な

議長

署名議員

署名議員